

会員各位

日頃より当工業会の事業活動にご支援ご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、  
標題の JIS C1010-1:2019 につきまして、2019 年 3 月 20 日付で改正され、

2022 年 3 月 19 日で経過措置期間 3 年を迎えることとなります。

既にご対応いただいているとは存じますが、本 JIS は下記滅菌器に関する認証基準告示で  
多く引用されておりますので期日までのご対応をお願い申し上げます。

#### 記

- 別表 3-107: 寒天滅菌器等基準
- 別表 3-108: 小型寒天滅菌器等基準
- 別表 3-109: エチレンオキサイドガス滅菌器基準
- 別表 3-110: ホルムアルデヒドガス消毒器基準
- 別表 3-404: 除染・滅菌用洗浄器基準
- 別表 3-530: 乾熱滅菌器基準
- 別表 3-531: 煮沸滅菌器基準
- 別表 3-533: 冷液滅菌器基準
- 別表 3-707: ホルムアルデヒドガス滅菌器基準
- 別表 3-709: プラズマガス滅菌器基準
- 別表 3-710: 過酸化水素ガス滅菌器基準 諸々